

令和6年度事業計画

社会福祉法人養徳園
児童養護施設 養徳園

養徳器成 こども優先

「徳を養い器成す」これが本園における養育の根本にある理念である。養徳園の創設者である野沢益治は、明るいき心、素直な心、温かい心を育てることで、望ましい社会人になっていくことを目指した。そのために私たちは、こども優先の原則の下、こどもの声に真摯に耳を傾けるとともに、その最善の利益を優先して考慮していくことで、こどもが大切にされていると実感できる養育に努めなければならない。

行動指針

- ・ **社会的使命を自覚する。**

今、その子のためにできることは何かを考えよう。

- ・ **こどもの気持ちを感じる。**

こどもと時間と体験を共有し、その声に耳を傾けよう。

- ・ **こどもを理解する。**

謙虚に他者の意見に耳を傾け、こどもについて話し合おう。

- ・ **安全で安心な生活を提供する。**

ありのままの自分でいられるよう、こどもの自己領域を大切にしよう。

- ・ **こどもとつながり続ける。**

退所後の困難に思いを馳せ、丁寧なアフターケアに努めよう。

- ・ **開かれた養育を実践する。**

自身の養育観に捉われることなく、仲間や関係機関と協働しよう。

- ・ **施設をとりまくすべてのことに気を配る。**

施設の内外装、庭の草木などの環境に配慮するとともに、保護者、支援者、地域の方々ともつながろう。

職員に求められること

求められる人間性		
子どもと共に生活をする事によって、児童の生命を守り人権を擁護する強い決意とともに、『人間の尊厳』を願って、自らも専門職業人として成長して生きていく態度を持ち、ひいてはひとりの人間として人格の陶冶を目指すこと。		
求められる資質		
<p>○子どもの立場に立った物事の見え方ができること。</p> <p>○職員のチームワークを前向きに深め、その中で自分の専門性を発揮しようとする事。</p> <p>○職員一人の力ではどうすることもできないことを自覚し、共に働く仲間や関係機関に支援を求めるとともに、その支援を受け入れる度量をもつこと。</p> <p>○施設をとりまくすべてのことに気を配ること。</p>		
求められる職員像		
経験年数	勤務態度	能力（専門性）
3年目まで	就業規則を遵守し職務に励むとともに、職務分担表にある係分担を先輩職員の助言を求めながら確実に遂行することができる。	児童養護施設の目的及び本園の援助方針を理解して児童への援助を適切に行なうことができる。（児童への接し方に愛情と温かさが感じられるか。）
5年目	職場における自己の役割を理解し、他の職員と協力して責任をもって職務を遂行することができるとともに、会議などで自分の意見をはっきりと述べるができる。	子どもと信頼関係を築いていくための資質と技能を身につけているとともに、育児、保育、教育、心理、グループワーク、相談援助など子どもの援助に関わる分野で、必要最小限の知識を身につけている。（被虐待児など関係形成の難しい子どもに対して場に応じた対処ができるか。保護者に対しても指導助言を行なうことができるか。）
10年目	率先して職務を遂行し、かつ、施設全体の職務の遂行状況を把握して若手職員を補助することができるとともに、行事等の企画立案では創造性を発揮することができる。	経験と知識に基づき子どもを客観的に理解し適切な支援プランを作成することができるとともに、若手職員へも適切な指導助言を行なうことができる。（ケース会議等では専門的見地から積極的に発言し、子どもの自立支援計画の策定に関与しているか。日常の援助場面で他の職員から相談を受けているか。）
20年目	他の職員の模範となるよう職務を遂行することともに、他の職員への指導助言を適切に行なうことができるなど、他の職員から信頼されている。	育児、保育、教育、心理、グループワーク、相談援助など子どもの援助に関わる分野のいずれかで高度の専門的知識技能を有し、それを処遇に生かすとともに、他の職員にも伝えていくことで職場全体のレベルアップに寄与しているか。

児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のために 【10の基本原則】

1. 入所児童の人格の尊厳を尊重し、子どもの権利擁護と養育に努める（権利擁護）
2. 入所児童の育ちの拠点として、子どもの成長、発達する権利を保障する（成長の保障）
3. 入所児童の一人ひとりの個性を尊重し、子どもの悩みや相談、そして願いや要求に真摯に向き合い、子どもの主体的な意思や自己決定の過程を支援する（主体性の尊重）
4. 入所児童のプライバシーを守り、子どもとの信頼関係を醸成することや、子どもたちの良好な人間関係を築く（信頼関係）
5. 入所児童が安心して、安全・安定した生活の営みを得られるように援助・支援をはかるとともに、施設における生活環境づくりに努める（安定した生活）
6. 入所児童に対する体罰や不適切な関わりは人権侵害であり、いかなる理由があれ、許さない（人権侵害の否定）
7. 児童養護施設の事件、事故については、リスクマネジメントの観点から、その発生予防を第一義とし、事件等の発生時においては、迅速かつ適切に対応する（発生の予防と対応）
8. 児童養護施設においては、常に施設全体での法令遵守と倫理意識の高揚に努めるとともに、職員が倫理観を確立させ、人間的な成長と研鑽に努めるよう働きかけていく（倫理観の確立）
9. 児童養護施設が子どもの権利擁護の拠点であるとの使命と役割を認識し、職員が子ども一人ひとりに適切な援助・支援、対応が行われているか、常に点検と職員間の十分な連携をはかるとともに、職員が援助・支援の方法と技術を習得するよう、働きかけていく（点検と研鑽）
10. 保護者をはじめ、児童相談所など関係機関や専門職、地域住民やボランティアなどと連携協力し、地域社会からも信頼され、地域とともに歩む施設運営に努める（地域社会との連携）

【人権の尊重に基づく行動規範】

1. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対していかなる理由があっても、体罰や不適切な関わりは一切行わない
2. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対して人格を傷つけ、否定するような態度や差別的な言動をとらない
3. 法人・施設の役員および職員は、子どもの人格を尊重した呼称を基本とし、子どもの訴えなどに対して無視、放置や威圧的な態度をとらない
4. 法人・施設の役員および職員は、子どものプライバシーの保護をはかるとともに、個人情報等を他に漏らしてはならない
5. 法人・施設の役員および職員は、子どもへの当該施設職員等による体罰や不適切な関わり等の事実があった場合は、これを明らかにするとともに、役職員側に非がある場合は真に謝罪する

全国児童養護施設協議会 倫理綱領

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会

原則

児童養護施設に携わるすべての役員・職員(以下、『私たち』という。)は、日本国憲法、世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します。

すべての子どもを、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、保護者の社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重します。

使命

私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命と人権を守り、育む責務があります。

私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざします。

倫理綱領

1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます
一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24時間365日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性をもった養育を展開します。
2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします
自らの思いこみや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。
3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます
子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援します。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたします。
4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切にした支援をおこないます
関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます。
5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します
子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます。
6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます
いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。
7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります
自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります。
8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます
児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。
9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます
施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会に協力することで、子育て支援につとめます。
10. 私たちは、常に施設環境および運営の改善向上につとめます
子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます。

2010年5月17日 制定

法人としての取り組み（中長期的目標）

令和6年4月

1 施設養護の充実

次のように家庭的養護の推進、里親委託の推進、併せてアフターケアの充実を目指していく。

	養徳園	氏家養護園
2023年度までの状況	定員 40名 完全ユニット化 小規模グループケア 6か所 （本館3か所、分園3か所） 地域小規模施設 1か所（6名） 家庭支援専門相談員 3名配置 里親支援専門相談員 自立支援専門相談員 児童家庭支援センターの設置 夜間・休日相談体制整備事業受託 一時保護受け入れ体制の整備（4名） 受け入れ定員 50名	定員 40名 完全ユニット化 小規模グループケア 7か所 （本館4か所、分園3か所） 家庭支援専門相談員 3名配置 里親支援専門相談員の2名配置 自立支援専門相談員 南小学童保育センター運営受託 南っ子食堂（氏家養護園）再開 自活訓練用マンションの借り入れ 受け入れ定員 40名
2024年度	里親レスパイト拠点の整備 老朽化した分園の移転検討 受け入れ定員 50名	食堂の学童保育利用 老朽化した分園の移転検討 4人部屋の個室化 親子訓練室の改修 受け入れ定員 40名
2029年度まで	地域分散化及び本体の高機能化を進める。 本館 小規模グループケア 3か所 分園型グループケア 3か所 一時保護受け入れ 4名 野辺山の家廃止→喜連川町内にグループホーム新設 受け入れ定員 50名 西那須野地区に児童家庭支援センターを新設するとともに地域小規模施設（6名）及び一時保護受け入れ施設を整備	地域分散化及び本体の高機能化を進める。 本館 6名のユニット 4か所 分園型小規模グループケア 3か所のうち、みやこ家・琴平の家廃止→氏家地区内にグループホーム 2か所新設 受け入れ定員 40名 西那須野地区に児童家庭支援センターを新設した際には、ちゅうりっぷを氏家養護園に移転

2 新しい社会的養育ビジョンへの対応

「新しい社会的養育ビジョン（以下、新ビジョン）」に基づき、2029年までの都道府県推進計画が策定された。この計画は、児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を、概ね10年程度で実現すること念頭に置き策定されている。

これらは地域それぞれの実情に合わせて具現化されていくことになると思われる。養徳園が所在する栃木県及びさくら市の状況を改めて精査するとともに、こうした方向性を全職員が共有していきたい。

3 小規模化及び地域分散化の推進

養徳園においては、昨年度より4名定員のグループホームが認められたことで、手狭感のあるグループホーム（野辺山・オアシス）の定員を6名から4名に引き下げたい。併せて一時保護やショートステイに対応するための定員枠を設定したい。将来的には、本体施設は一時保護やショートステイへの対応、さらに里親委託予定児童の生活の場として機能させたい。

氏家養護園においては、氏家地区（南小学区）にグループホーム3か所を確保することで地域分散化を完成させたい。そのことで現在利用している琴平の家及びみやこ家が空くことになるが、返却するのか、新たに利用するとしたらどんな機能をもたせるのか検討していきたい。

4 地域の子育て支援への参画

新ビジョンにおいて要保護児童への在宅支援の推進が謳われている。施設の多機能化の具体策として下記の取組を行っていききたい。

・児童家庭支援センターの機能の強化

近隣市町の要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）との連携にはもっとも力を入れ、併せてショートステイ及びトワイライトステイの受け入れ体制を整備するとともにヤングケアラーへの対応についても考えていきたい。

・学童保育センターにおける支援の充実

29年度から南小学童保育センターの運営をスタートさせたが、南小学童保育センターは人口が急増する地域にあり、支援を必要とする子育て世帯も多い。利用する子ども、保護者のニーズに細やかに対応していきたい。その一つとして長期休業中の給食の提供、併せて子ども食堂（南っ子食堂）を開設しているが、継続していきたい。

・こども家庭センターへの関与

来年4月迫った改正児童福祉法の施行を踏まえて、さくら市と連携しながら地域子育て支援に力を入れたい。昨年度から要支援児童見守り強化事業の委託を受けることとなった。今後は児童育成支援拠点事業や親子関係形成事業の受託を目指していきたい。

児童家庭支援センターの機能を生かし、市内の在宅児童とつながりながら、適時必要な支援を届けていきたい。また、さくら市からはショートステイの受け入れ先の開拓について委託されており、今後里親ショートステイを具体化していく取り組みをさくら市とともにやっていきたい。

・子どもの居場所づくり

従来の児童家庭福祉では拾いきれない子育てニーズに対応することが求められている。児童養護施設の機能（365日24時間子どもを養育していること）を生かし、家庭の養育機能を補完する場として、子どもの居場所（南っ子広場）の運営に取り組んでいきたい。

・県北地区に地域子育て支援拠点を整備

養徳園への依頼の多い県北地区（西那須野）に地域子育て支援のために拠点を設けたい。具体的には、児童家庭支援センターを新設するとともに、グループホームを1か所及び一時保護受け入れ施設を整備したい。

5 里親養育の支援

・フォスタリング機関との連携

本園がこれまでに取り組んできた里親支援の実績を踏まえて、フォスタリング機関（栃木フォスタリングセンターとの連携を強め、マッチング、レスパイトを含めた養育支援、研修に取り組んでいきたい。

さまざまな背景をもつ子どもの養育は平坦ではない。里親自身の子育て知識や技能、養

育観、思いもまちまちである。子どもの最善の利益を考慮しながら時間をかけた丁寧なマッチングに努めるとともに、施設から里親委託をした子どもについて里親と協働で育てていく姿勢をもち、常に子ども状況に関心をもちながら里親・里子を支援していきたい。

- ・ファミリーホームの設立支援

里親委託の推進は日本の社会的養護の大きなテーマであることを踏まえれば、養徳園が施設養護に拘ることは将来的な発展には繋がらないと思われ、里親やファミリーホームへの支援を強化していかなければならない。また、養徳園の職員には将来ファミリーホームをやりたいと希望する者が数名おり、ファミリーホームの設立支援を考えていきたい。

児童養護施設 養徳園

1 児童養護施設養徳園の運営について

(1) 全体方針

「新しい社会的養育ビジョン（以下、新ビジョン）」の具現化のために、2029年までの都道府県推進計画が策定された。今後家庭養育原則の方針の下、社会的養護の中心は施設から里親へ移行していくことになる。そのような中、児童養護施設にはこれまで以上に地域の子育て支援への参画が求められ、またより高いケアニーズをもった子どもの入所が予想されるなど、高機能・多機能化が求められている。国は里親委託と共に施設の小規模化・地域分散化を強く推進していくことが明確になり、本園としても今後の体制について検討していくことが求められる。

完全ユニット化して10年が経過し、小規模化に伴うさまざまな課題に向き合い続けている。これまで通り「日々の生活のいとなみ」や「職員との関係性」を重視しながらも、子どもを見立てる（アセスメント）力、表出するさまざまな問題への対応力など、職員個々のスキルアップが求められている。リーダー研修や新任職員研修など階層別の研修を実施し、またOJTの充実など職員の育成にもさらに力を入れていきたい

児童養護施設を取り巻く環境は激動期にあるが、児童養護施設の本分はあくまでも「養育」である。「養育のモデルを示せる水準」を目指して質の向上に取り組んでいきたい。

組織運営については、4つ委員会（給食、環境美化、安全管理、広報）と特別委員会（性教育委員会）を設け、これまでの成果と課題を踏まえ、職員全体で取り組んでいきたいと思う。

(2) 養育・支援について

家庭的養護の推進には、単に養育の形態を家庭的にすればよいというのではない。日々の生活の営みを通して子どもと職員との信頼関係を構築していくことが大切である。真に「家庭的」とはどのようなことなのかを模索しながらケアにあたっていきたい。

子どもの養育に携わる施設職員には日々、専門職として研鑽を積んでいくことが必要であるのはいうまでもなく、同時に、職員個々が巧みに連携しあいチームとして機能していくとともに、職種に関係なく全職員が一体となって子どもの問題に対応していく体制をつくっていかねばならない。

以上のことを踏まえて、令和6年度は次のような取組をしたい。

より実践的な援助マニュアルの策定

養育実践の理論化と実践事例を加えた援助マニュアルを策定し、特に新任の職員を対象に人材の育成に努めてきた。今年度も集中的にマニュアルを生かした研修を行い、さらなる養育の質の向上を目指していきたい。そのために下記の事項について実践事例を収集していきたい。

ア 生活の質の向上

不条理で理不尽な環境の中で育ってきた子ども達の自己肯定感は低い。自己肯定感の涵養には子ども自身が「大切にされている」と実感できなければならない。そのためにも日々の生活のいとなみを改めて見直していきたい。「大切にされている」と実感できるために、基本的な生活（衣食住）に心のこもった配慮が求められる。それと同時に特別なケアを必要とする子どもたちに専門的な支援を生活の中で提供できるのが施設の強みでもある。専門性をベースにしながら、子どもたちへのまなざしをどう持ち生活の質を向上していくのか、職員全員で考えていきたい。

イ 生い立ちの整理と育てノートの実践

生い立ちの整理は、出生から今日までつながりのある人生であることを確認することである。これはこれから子どもの人生を確固なるものするために欠かせない作業である。そして育ちアルバム及び育てノートの作成は、職員と子どもがその子の人生と一緒に向き合っていくため、またその子の生い立ちと特性を理解するために必要なプロセスである。

ウ 性的問題、子ども間暴力への対応

危機管理マニュアルに基づき施設内に起こり得る子ども間の問題の対応について職員間で共通理解を図りながら考えていく。特別委員会として設けた「性教育委員会」を中心にお

き引き続き子ども並びに施設環境のアセスメントを進めていく。

エ 学習指導の充実

子どもたち個々の状況（潜在的な能力、これまでの養育環境、自己肯定感などの要素）の理解に努め、生活の場での学習指導についての研鑽に励みたい。また小学生に対しては引き続き「公文式教育」の徹底を図りたい。公文式については、学力の向上だけではなく、学習習慣や学習態度の確立の面からも積極的に取り組んでいきたい。

オ 職業指導、リービングケア及びアフターケアの強化

リービングケアについてはユースアフターケア協同組合が行う自立支援研修に積極的に参加するとともに、高齢児合宿を実施し、自立に向けての意識の涵養に努めたい。

アフターケアについては、OB・OG会を開催するなどして退所者の現況の把握につとめたい。また、本園にアフターケアの窓口の設置をはじめ、施設退所後の就労を含む生活状況を見守り必要に応じた支援を行うことで、職場への定着を図り社会的自立を促す。

カ 施設養護におけるソーシャルワーク機能の充実

親（家族）との関係不全を体験し、重篤なこころの問題をかかえた子どもたちの社会的養護の場は、従来の「家庭代替」から家族機能の支援・補充・回復を重層的に果たす家庭支援（ファミリーソーシャルワーク）の場へと転換が求められている。親（家族）との関係不全を理由とする子どもにとっても、親子間の関係調整、回復支援の過程、施設退所後のアフターケア等は養育の重要な課題である。施設と親とが子どもの養育を協働できる関係を構築するために、家庭介入のあり方、関係機関との連携などに関するスキルアップを目指す。

キ 里親委託の推進

里親支援専門相談員が配置され里親委託の促進、委託後の里親等への支援が求められている。その枠は里親支援相談員が所属する施設にとどまらず、所属施設以外の里親委託推進、支援の役割も担っている。職員においても里親制度への理解を深め、その推進（ふれあい里親を通しての交流など）、支援（里親委託後のレスパイト対応など）に取り組んでいきたい。

(3) 行事

全体行事

月	行 事	月	行 事
4月	花見ドッジボール、交通指導	5月	GWユニット楽しみ会
6月	OBOG会	7月	七夕、奉仕作業
8月	バス旅行	9月	
10月	里親交流事業	11月	七五三、創立記念日、高齢児合宿
12月	非常時総合訓練、奉仕作業、クリスマス会	1月	カレンダー製作
2月	感謝の日	3月	ひなまつり*1、送別会

※1 つるし雛の制作を、年間を通して行う。一般公開する。

ユニット行事

季節の行事（花見、GW、プール、月見、正月、ひなまつり、スキーorスケート）

R6年度係り分担

4月	交通指導（土居）、花見ドッジボール（給食委員会・安全管理委員会）
5月	五月人形・こいのぼり飾りつけ（栗林、大森、土居）
6月	OBOG会（内山、人見、金澤俊、相田）
7月	七夕（重田、蕎麥田、大内）、奉仕作業（環境美化委員会）
8月	バス旅行（運営会議）、
9月	
10月	里親交流事業（永山、薄井、万年、佐藤晴、郡司、金子）
11月	七五三（該当担当職員）、高齢児合宿（森、内山、中3以上担当職員） 創立記念日（福田寿、福田美、古川、石井、高橋）
12月	非常時総合訓練・炊き出し（安全管理委員会・給食委員会）、奉仕作業（環境美化委員会）、クリスマスツリー飾りつけ（栗林、大森、土居）、クリスマス会（運営会議、各ユニット）
1月	カレンダー製作（広報委員会）
2月	つるし雛・ひなまつり（饗庭、手塚、石川、矢代）、 文化祭（金澤遼・白鳥） 感謝の日（ユニット代表者会議、金子）
3月	送別会（寺澤、菅原、松本、稲田）
その他	

2 地域小規模児童養護施設「オアシスの家」の運営について

(1) 援助環境

虐待など不適切な環境の中で生活してきたことに配慮し、担当職員が長期的に受容し手厚いケアをしていく。また、より家庭的な環境に心がけ、子どもの気持ちが安定するよう援助していく。

(2) 生活指導

時間をかけて個々のペースに併せ、基本的な生活習慣の習得に努める。職員が手本となったり、また、子どもにどうしたらよいか考えさせたり、指導方法・内容を工夫していく。

(3) 地域との関係

地域の自治会や育成会に加入し、地域の一員としての自覚をもって生活する。また、スポーツ少年団や公民館活動に積極的に参加する。

(4) 行事

小規模施設の特長を生かし、子どもの状況に応じて臨機応変に適時行事を企画するようにする。行事の回数や費用が本園の実態と比較してかけ離れたものとならないよう配慮する。

(5) 本園との関係

朝、昼の打ち合わせに参加し情報の共有に努める。

休日の日中など職員が手薄に場合にも積極的に本園を利用するなど、本園のサポートの下、運営をしていく。

創立記念日、卒園式など大きな行事は、本園と一緒にいき子ども同士の交流を図る。

(6) 職員の資質向上

日常の援助が独善的にならないよう自己研鑽に励むと共に、職員間で互いに評価しあうなど、自己の援助のあり方を省みる機会を確保する。

とりわけ子どもとの適正な距離のとり方についてスキルアップを図る必要がある。

3 児童家庭支援センター「ちゅうりっぷ」の運営について

児童虐待の増加、ヤングケアラー支援など、子どもや家庭を取り巻く状況は厳しさを増している。保護者が安心して子どもを育てるよう社会的養護施設は子ども家庭に携わってきたこれまでの知見を地域に還元していく必要がある。児童家庭支援センターちゅうりっぷは、子育てに困難を感じる保護者や心身に傷を負う、または生きがいを感じづらい子どもに対して、施設機能を利用した緊急一時保護、ショートステイ等の一時預かり、施設機能と在宅支援を合わせ持つ 児相の指導委託措置、その他、各種家族支援プログラムや直接的な家事支援を市町と協働で行う。子どもがありのままの自分でいられる居場所、信頼をおく人との関係性を重視し、児童相談所、子ども家庭支援センター等と協働して保護者が 安心と安全な子育てを行う地域環境を整えていく。

本年度の重点事項は以下のとおりである。

1 地域・家庭からの相談に応ずる事業の推進

ア) 緊急一時保護委託、子育て短期支援事業を実施し、地域のソーシャルワークと連動させる。

イ) 養育に著しく困難を抱える親の回復プログラム (MYTREE) や家族支援プログラム (さくさく/ペアトレ) を地域の保護者支援として行う。

2 市町の求めに応ずる事業の推進

ア) さくら市、塩谷町、那須塩原市の援助方針会議へ参加し、市町の子育て支援に携わる。

イ) さくら市のショートステイ里親に対する研修相談等業務、子ども家庭相談と直接的な家事支援 (弁当配達、遊び、学習支援等) を行うさくら市見守り強化事業にかかわる。

ウ) 市町からの要請で県の指導委託を受けるよう働きかける。

3 都道府県又は児童相談所からの受託による指導と里親等への支援の推進

ア) 児童相談所からの指導委託を実施する。

イ) 里親及びファミリーホームに対する支援を推進する。

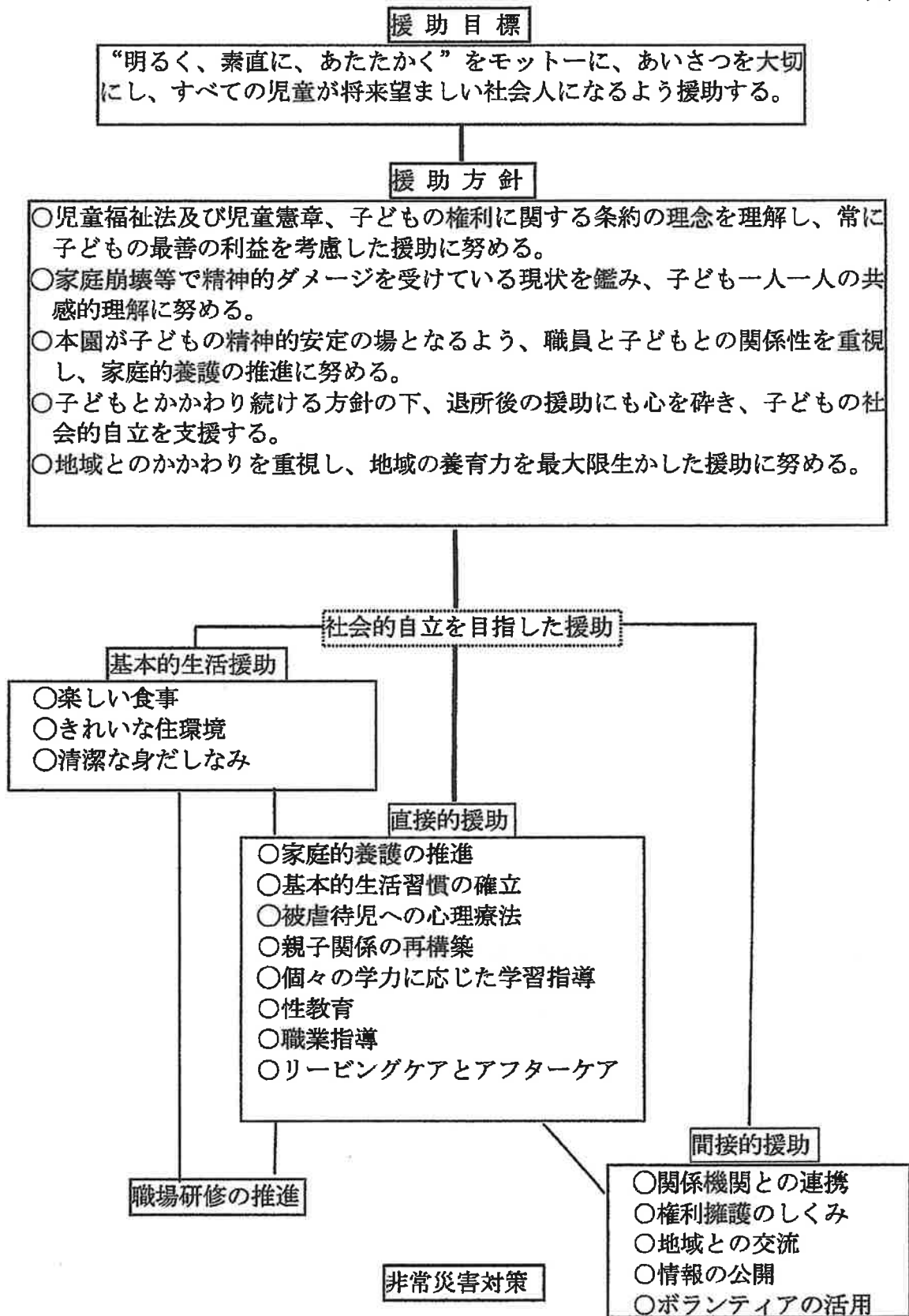
4 関係機関等との連携・連絡調整の推進

ア) 各市町の要保護児童対策地域協議会への参画とケースの協働を行う。

イ) 民間団体等との虐待防止活動を行う。

児童援助の構造図

R6. 4. 1



令和6年度研修計画書

R6.4.1

児童養護施設 養徳園

【目的】

- 1 児童養護施設職員としての各々の職種に応じた基本的知識・技能を身に付ける。
- 2 職員それぞれが個人の能力特性を生かし、高い専門性を身に付ける。
- 3 本園の職員としての資質を高める。

【園内研修】

- ・ 園内研修（6，7月は法人内研修を兼ねる）

テーマ	月	研修の着眼点	
措置費とは 勤務に関して 記録の仕方 学校との連携 児童自立支援計画票の 留意点 生活の質の向上	4月	・マニュアルの読み込み、ケアの振り返り	GL
性的問題 暴力への対応	5月	・性的問題とは… ・性的問題が起きる前に… ・性的問題が発生したら… ・子ども・子ども間/子ども、職員間の対応 ・暴力が起きる前に…	性教育委員会
アタッチメント	6月		東
トラウマ	7月		東
親の理解（ソーシャル ワーク） 里親委託の推進	9月	・社会的養護児の親の心情、背景を理解するには ・親とどう関わるか… ・親との交流に至るまで…	FSW 里専
生い立ちの整理	10月	・ケースの読み取り ・ケースカンファレンス資料作り	YL
リーピングケア・アフ ターケア	11月		自立支援専門相談員
事例検討	1月		
事例検討	2月	10月に作成した資料に基づいて実施	

【法人としての職員研修】

- 1 リーダー研修（施設長、ユニットリーダー、グループリーダー、FSW、心理担当）
4月、8月、3月を除き、計9回実施
- 2 幅広い視野をもつための勉強会
5/8 はなの家、星の家、月の家、TFCを訪問→懇親会
6/7 ハイキング（尾瀬）
- 3 アタッチメントとトラウマの理解（2回、各施設で）
- 4 権利擁護と養育の基本 総合施設長
- 5 中堅・若手が語る児童養護 佐藤晴、重田
- 6 県養協

新任職員研修	土居、大森、屋代、宍戸、益子
若手研修	手塚、石井、相田、矢代、永山
中堅職員	古川、安齋、金子、鈴木紀
上級職員	佐藤晴、松本、福田寿
基幹的職員	
県外派遣	
- 7 外部研修

関プロ職員	
関プロ研究協議会	総合施設長、園長
全国施設長	総合施設長、園長
関プロ事務管理運営者	総合施設長、園長
指導者研修（子どもの虹）	薄井
SBI研修	饗庭
中堅職員研修（全養協）	
FSW研修（全養協）	
相談援助に関するもの（児家社）	被虐待児のケアに関するもの
性的な問題に関するもの	発達障害に関するもの
学習指導に関するもの	法人としての職員研修

栃養協部会

ケアカー	栗林、佐藤晴
FSW	森、金澤り（郡司）
調理	金子
書記	鈴木紀、宍戸
看護師	安齋
心理	東
里親	永山

R6 年度 研修計画

研修内容	講師	日時	場所	キャリアカー			施設長	栄養士 調理	書記	心理	看護	PSW	特別指 導員
				新任	3年	10年							
1 リーダー研修 (ケーススタディ)	お互い	毎月第3水曜 AM	未定	■	■	■	○	■	○	○	■	○	■
2 広い視野を持つための 総会 勉強会	総合施設長	5/8 6/7	外	○				新○	新○	新○			
3 アタッチメント	東・森 竹村・館野	6/20P 6/13A	喜連川 氏家	○				新○	新○	新○			
トラウマ	東・森 竹村・館野	7/16P 7/4A	喜連川 氏家	○				新○	新○	新○			
4 権利擁護と養育の基本	総合施設長	9/10A 9/10P	氏家 喜連川	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○
5 中堅・若手が語る児童 養護 (座談会)	中堅・若手	1/16A 1/16P	氏家 喜連川	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○
6 新任職員研修				○				新○	新○	新○	新○		新○
7 若手職員研修				○				△	△	△	△	△	△
8 中堅職員研修					○			栄○	△	○	○	○	△
9 上級職員研修					○					○			
10 基幹的職員研修						○		△	△	△	△	△	△

研修内容	講師	日時	場所	ケア-カ-		施設長	栄養士 調理	書記	心理	看護	FSW	特別指 導員
				新任	~3年 ~10年 10年超							
9 関ア [○] 施設長						○						
外部 全養						○						
関ア [○] 職員				△	△		△	△	△	△	△	△
関ア [○] 事務職員								○				
指導者研修(子どもの虹)								○				
中堅職員研修(全養)								○				
SBI 研修								○				
集団給食従事者研修								○				
相談援助に関するもの											●	
心理療法に関するもの									●			
被虐待児のケアに関するもの					▲				●			
発達障害に関するもの				▲	▲				●			
性教育に関するもの					▲				●			
学習指導に関するもの					▲							●

日時の A:10:00~ P:13:30~ N:19:00~ 所要時間は90分

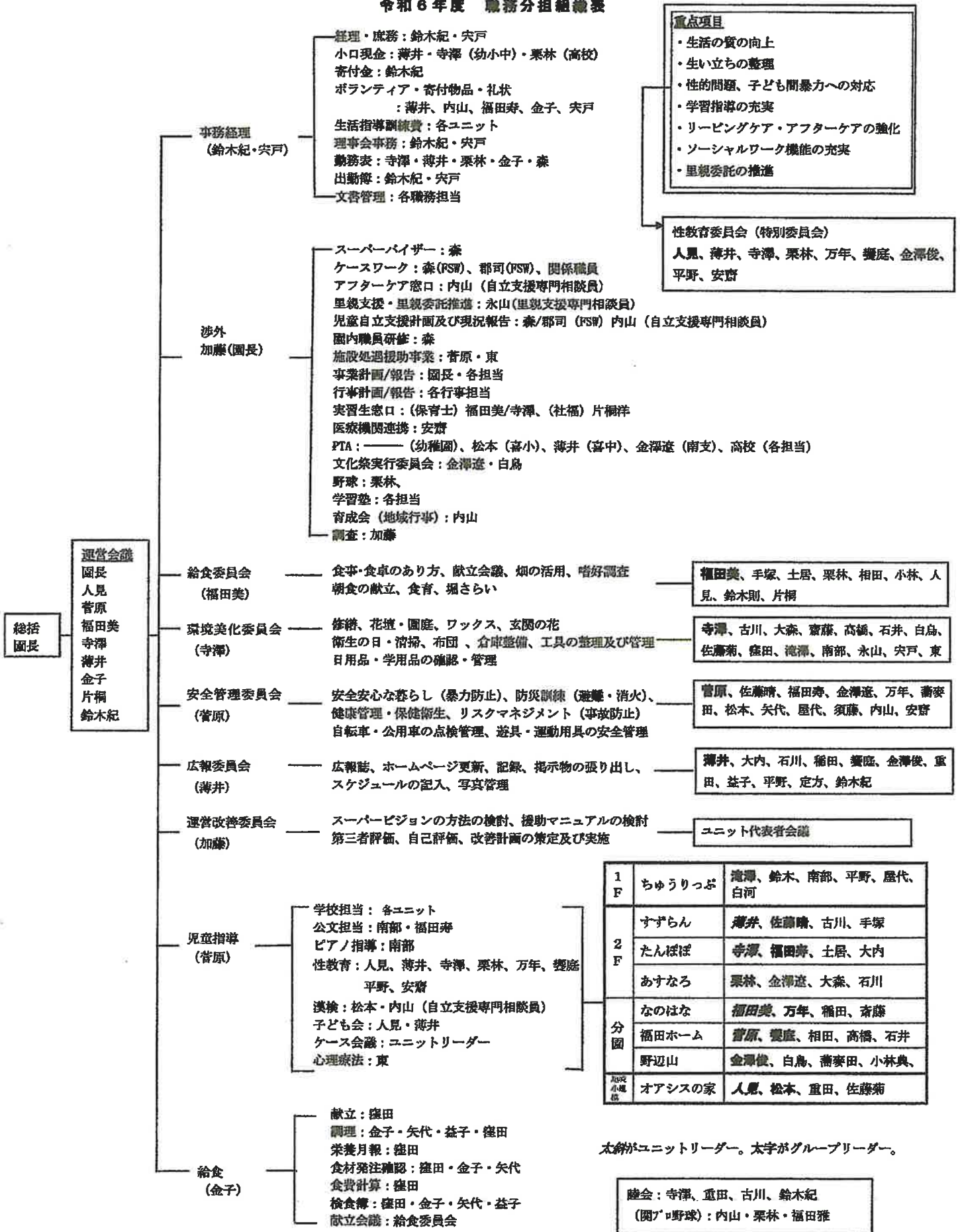
○: 必須、新○: 新任の年に必須、毎○: 毎年受ける、△: 該当する者のうちから施設長が指名

□: 該当する者のうち希望者、■: 希望者

●: 施設長が必要と認められた研修、▲: 施設長が必要と認められた研修に該当する者のうちから施設長が

日	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
2	火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日
3	水	金	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月
4	木	土	火	木	日	水	金	月	水	土	火	火
5	金	日	水	金	木	木	土	火	木	日	水	水
6	土	月	木	土	火	金	日	水	金	月	木	木
7	日	火	金	日	土	土	月	木	土	火	金	金
8	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
9	火	木	日	火	金	月	水	土	日	木	日	日
10	水	金	月	水	土	火	金	日	月	木	月	月
11	木	土	火	木	日	水	土	日	火	金	火	火
12	金	日	水	金	月	木	土	火	日	水	水	水
13	土	月	木	土	火	金	日	水	金	月	木	木
14	日	火	金	日	土	土	月	木	土	火	金	金
15	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
16	火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日
17	水	金	月	水	土	火	金	日	火	金	月	月
18	木	土	火	木	日	水	土	火	水	日	火	火
19	金	日	水	金	月	木	土	火	木	日	水	水
20	土	月	木	土	火	金	日	水	金	月	木	木
21	日	火	金	日	土	土	月	木	土	火	金	金
22	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
23	火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日
24	水	金	月	水	土	火	金	日	火	金	月	月
25	木	土	火	木	日	水	土	火	水	土	火	火
26	金	日	水	金	月	木	土	火	木	日	水	水
27	土	月	木	土	火	金	日	水	金	月	木	木
28	日	火	金	日	土	土	月	木	土	火	金	金
29	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
30	火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日
31		金	月	水	土		木	火	火	金	月	月

令和6年度 職務分担組織表



令和6年度事業計画

社会福祉法人養徳園
氏家養護園

養徳器成 こども優先

「徳を養い器成す」これが本園における養育の根本にある理念である。養徳園の創設者である野沢益治は、明るい心、素直な心、温かい心を育てることで、望ましい社会人になっていくことを目指した。そのために私たちは、こども優先の原則の下、こどもの声に真摯に耳を傾けるとともに、その最善の利益を優先して考慮していくことで、こどもが大切にされていると実感できる養育に努めなければならない。

行動指針

- ・ **社会的使命を自覚する。**
今、その子のためにできることは何かを考えよう。
- ・ **こどもの気持ちを感じる。**
こどもと時間と体験を共有し、その声に耳を傾けよう。
- ・ **こどもを理解する。**
謙虚に他者の意見に耳を傾け、こどもについて話し合おう。
- ・ **安全で安心な生活を提供する。**
ありのままの自分でいられるよう、こどもの自己領域を大切にしよう。
- ・ **こどもとつながり続ける。**
退所後の困難に思いを馳せ、丁寧なアフターケアに努めよう。
- ・ **開かれた養育を実践する。**
自身の養育観に捉われることなく、仲間や関係機関と協働しよう。
- ・ **施設をとりまくすべてのことに気を配る。**
施設の内外装、庭の草木などの環境に配慮するとともに、保護者、支援者、地域の方々ともつながろう。

職員に求められること

求められる人間性		
<p>子どもと共に生活をすることによって、子どもの生命を守り人権を擁護する強い決意とともに、『人間の尊厳』を願って、自らも専門職業人として成長して生きていく態度を持ち、ひいてはひとりの人間として人格の陶冶を目指すこと。</p>		
求められる資質		
<p>○子どもの立場に立った物事の考え方ができること。 ○職員のチームワークを前向きに深め、その中で自分の専門性を発揮しようとする事。 ○職員一人の力ではどうすることもできないことを自覚し、共に働く仲間や関係機関に支援を求めるとともに、その支援を受け入れる度量をもつこと。 ○施設をとりまくすべてのことに気を配ること。</p>		
求められる職員像		
経験年数	勤務態度	能力（専門性）
3年目まで	就業規則を遵守し職務に励むとともに、職務分担表にある係分担任を先輩職員の助言を求めながら確実に遂行することができる。	児童養護施設の目的及び本園の援助方針を理解して子どもへの援助を適切に行なうことができる。（子どもへの接し方に愛情と温かさが感じられるか。）
5年目	職場における自己の役割を理解し、他の職員と協力して責任をもって職務を遂行できるとともに、会議などで自分の意見をはっきりと述べるができる。	子どもと信頼関係を築いていくための資質と技能を身につけているとともに、育児、保育、教育、心理、グループワーク、相談援助など子どもの援助に関わる分野で、必要最小限の知識を身につけている。（被虐待児など関係形成の難しい子どもに対して場に応じた対処ができるか。保護者に対しても指導助言を行なうことができるか。）
10年目	率先して職務を遂行し、かつ、施設全体の職務の遂行状況を把握して若手職員を補助することができるとともに、行事等の企画立案では創造性を発揮することができる。	経験と知識に基づき子どもを客観的に理解し適切な支援プランを作成できるとともに、若手職員へも適切な指導助言を行なうことができる。（ケース会議等では専門的見地から積極的に発言し、子どもの自立支援計画の策定に関与しているか。日常の援助場面で他の職員から相談を受けているか。）
20年目	他の職員の模範となるよう職務を遂行することともに、他の職員への指導助言を適切に行なうことができるなど、他の職員から信頼されている。	育児、保育、教育、心理、グループワーク、相談援助など子どもの援助に関わる分野のいずれかで高度の専門的知識技能を有し、それを援助に生かすとともに、他の職員にも伝えていくことで職場全体のレベルアップに寄与しているか。

児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のために 【10の基本原則】

1. 入所児童の人格の尊厳を尊重し、子どもの権利擁護と養育に努める（権利擁護）
2. 入所児童の育ちの拠点として、子どもの成長、発達する権利を保障する（成長の保障）
3. 入所児童の一人ひとりの個性を尊重し、子どもの悩みや相談、そして願いや要求に真摯に向き合い、子どもの主体的な意思や自己決定の過程を支援する（主体性の尊重）
4. 入所児童のプライバシーを守り、子どもとの信頼関係を醸成することや、子どもたちの良好な人間関係を築く（信頼関係）
5. 入所児童が安心し、安全・安定した生活の営みを得られるように援助・支援をはかるとともに、施設における生活環境づくりに努める（安定した生活）
6. 入所児童に対する体罰や不適切な関わりは人権侵害であり、いかなる理由があれ、許さない（人権侵害の否定）
7. 児童養護施設の事件、事故については、リスクマネジメントの観点から、その発生予防を第一義とし、事件等の発生時においては、迅速かつ適切に対応する（発生の予防と対応）
8. 児童養護施設においては、常に施設全体での法令遵守と倫理意識の高揚に努めるとともに、職員が倫理観を確立させ、人間的な成長と研鑽に努めるよう働きかけていく（倫理観の確立）
9. 児童養護施設が子どもの権利擁護の拠点であるとの使命と役割を認識し、職員が子ども一人ひとりに適切な援助・支援、対応が行われているか、常に点検と職員間の十分な連携をはかるとともに、職員が援助・支援の方法と技術を習得するよう、働きかけていく（点検と研鑽）
10. 保護者をはじめ、児童相談所など関係機関や専門職、地域住民やボランティアなどと連携協力し、地域社会からも信頼され、地域とともに歩む施設運営に努める（地域社会との連携）

【人権の尊重に基づく行動規範】

1. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対していかなる理由があっても、体罰や不適切な関わりは一切行わない
2. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対して人格を傷つけ、否定するような態度や差別的な言動をとらない
3. 法人・施設の役員および職員は、子どもの人格を尊重した呼称を基本とし、子どもの訴えなどに対して無視、放置や威圧的な態度をとらない
4. 法人・施設の役員および職員は、子どものプライバシーの保護をはかるとともに、個人情報等を他に漏らしてはならない
5. 法人・施設の役員および職員は、子どもへの当該施設職員等による体罰や不適切な関わり等の事実があった場合は、これを明らかにするとともに、役職員側に非がある場合は真に謝罪する

全国児童養護施設協議会 倫理綱領

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会

原則

児童養護施設に携わるすべての役員・職員(以下、『私たち』という。)は、日本国憲法、世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します。

すべての子どもを、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、保護者の社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重します。

使命

私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命と人権を守り、育む責務があります。

私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざします。

倫理綱領

1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます

一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24時間365日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性をもった養育を展開します。

2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします

自らの思いこみや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。

3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます

子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援します。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたします。

4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切にした支援をおこないます

関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます。

5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します

子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます。

6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます

いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。

7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります

自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります。

8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます

児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。

9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます

施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会に協力することで、子育て支援につとめます。

10. 私たちは、常に施設環境および運営の改善向上につとめます

子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます。

2010年5月17日 制定

法人としての取り組み（中長期的目標）

令和6年4月

1 施設養護の充実

次のように家庭的養護の推進、里親委託の推進、併せてアフターケアの充実を目指していく。

	養徳園	氏家養護園
2023年度までの状況	定員 40名 完全ユニット化 小規模グループケア 6か所 （本館 3か所、分園 3か所） 地域小規模施設 1か所（6名） 家庭支援専門相談員 3名配置 里親支援専門相談員 自立支援専門相談員 児童家庭支援センターの設置 夜間・休日相談体制整備事業受託 一時保護受け入れ体制の整備（4名） 受け入れ定員 50名	定員 40名 完全ユニット化 小規模グループケア 7か所 （本館 4か所、分園 3か所） 家庭支援専門相談員 3名配置 里親支援専門相談員の 2名配置 自立支援専門相談員 南小学童保育センター運営受託 南っ子食堂（氏家養護園）再開 自活訓練用マンションの借り入れ 受け入れ定員 40名
2024年度	里親レスパイト拠点の整備 老朽化した分園の移転検討 受け入れ定員 50名	食堂の学童保育利用 老朽化した分園の移転検討 4人部屋の個室化 親子生活訓練室の改修 受け入れ定員 40名
2029年度まで	地域分散化及び本体の高機能化を進める。 本館 小規模グループケア 3か所 分園型グループケア 3か所 一時保護受け入れ 4名 野辺山の家廃止→喜連川町内にグループホーム 新設 受け入れ定員 50名 西那須野地区に児童家庭支援センターを新設するとともに地域小規模施設（6名）及び一時保護受け入れ施設を整備	地域分散化及び本体の高機能化を進める。 本館 6名のユニット 4か所 分園型小規模グループケア 3か所のうち、みやこ家・琴平の家廃止→氏家地区内にグループホーム 2か所新設 受け入れ定員 40名 西那須野地区に児童家庭支援センターを新設した際には、ちゅうりっぷを氏家養護園に移転

2 新しい社会的養育ビジョンへの対応

「新しい社会的養育ビジョン（以下、新ビジョン）」に基づき、2029年までの都道府県推進計画が策定された。この計画は、児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を、概ね10年程度で実現すること念頭に置き策定されている。

これらは地域それぞれの実情に合わせて具現化されていくことになると思われる。養徳園が所在する栃木県及びさくら市の状況を改めて精査するとともに、こうした方向性を全職員が共有していきたい。

3 小規模化及び地域分散化の推進

養徳園においては、昨年度より4名定員のグループホームが認められたことで、手狭感のあるグループホーム（野辺山・オアシス）の定員を6名から4名に引き下げたい。併せて一時保護やショートステイに対応するための定員枠を設定したい。将来的には、本体施設は一時保護やショートステイへの対応、さらに里親委託予定児童の生活の場として機能させたい。

氏家養護園においては、氏家地区（南小学区）にグループホーム3か所を確保することで地域分散化を完成させたい。そのことで現在利用している琴平の家及びみやこ家が空くことになるが、返却するのか、新たに利用するとしたらどんな機能をもたせるのか検討していきたい。

4 地域の子育て支援への参画

新ビジョンにおいて要保護児童への在宅支援の推進が謳われている。施設の多機能化の具体策として下記の取組を行っていききたい。

・児童家庭支援センターの機能の強化

近隣市町の要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）との連携にはもっとも力を入れ、併せてショートステイ及びトワイライトステイの受け入れ体制を整備するとともにヤングケアラーへの対応についても考えていきたい。

・学童保育センターにおける支援の充実

29年度から南小学童保育センターの運営をスタートさせたが、南小学童保育センターは人口が急増する地域にあり、支援を必要とする子育て世帯も多い。利用する子ども、保護者のニーズに細やかに対応していきたい。その一つとして長期休業中の給食の提供、併せて子ども食堂（南っ子食堂）を開設しているが、継続していきたい。

・こども家庭センターへの関与

来年4月迫った改正児童福祉法の施行を踏まえて、さくら市と連携しながら地域子育て支援に力を入れたい。昨年度から要支援児童見守り強化事業の委託を受けることとなった。今後は児童育成支援拠点事業や親子関係形成事業の受託を目指していきたい。

児童家庭支援センターの機能を生かし、市内の在宅児童とつながりながら、適時必要な支援を届けていきたい。また、さくら市からはショートステイの受け入れ先の開拓について委託されており、今後里親ショートステイを具体化していく取り組みをさくら市とともにやっていきたい。

・子どもの居場所づくり

従来の児童家庭福祉では拾いきれない子育てニーズに対応することが求められている。児童養護施設の機能（365日24時間子どもを養育していること）を生かし、家庭の養育機能を補完する場として、子どもの居場所（南っ子広場）の運営に取り組んでいきたい。

・県北地区に地域子育て支援拠点を整備

養徳園への依頼の多い県北地区（西那須野）に地域子育て支援のために拠点を設けたい。具体的には、児童家庭支援センターを新設するとともに、グループホームを1か所及び一時保護受け入れ施設を整備したい。

5 里親養育の支援

・フォスタリング機関との連携

本園がこれまでに取り組んできた里親支援の実績を踏まえて、フォスタリング機関（栃木フォスタリングセンターとの連携を強め、マッチング、レスパイトを含めた養育支援、研修に取り組んでいきたい。

さまざまな背景をもつ子どもの養育は平坦ではない。里親自身の子育て知識や技能、養

育観、思いもまちまちである。子どもの最善の利益を考慮しながら時間をかけた丁寧なマッチングに努めるとともに、施設から里親委託をした子どもについて里親と協働で育てていく姿勢をもち、常に子ども状況に関心をもちながら里親・里子を支援していきたい。

- ・ファミリーホームの設立支援

里親委託の推進は日本の社会的養護の大きなテーマであることを踏まえれば、養徳園が施設養護に拘ることは将来的な発展には繋がらないと思われ、里親やファミリーホームへの支援を強化していかなければならない。また、養徳園の職員には将来ファミリーホームをやりたいと希望する者が数名おり、ファミリーホームの設立支援を考えていきたい。

法人としての職員研修

- 1 リーダー研修（施設長、ユニットリーダー、グループリーダー、FSW、心理担当）
4月、8月、3月を除き、計9回実施
- 2 幅広い視野をもつための勉強会 大谷宰、久郷、大木
5/8 はなの家、星の家、月の家、TFCを訪問→懇親会
6/7 ハイキング（尾瀬）
- 3 アタッチメントとトラウマの理解（2回、各施設で）
大谷宰、久郷、大木
- 4 権利擁護と養育の基本 総合施設長
全員
- 5 中堅・若手が語る児童養護
後藤紀、田代、長谷川
- 6 県養協

新任職員研修	大谷宰、久郷、大木
若手研修	佐藤、諏訪、芳村
中堅職員	後藤紀、山形
上級職員	加藤
基幹的職員	
県外派遣	
- 7 外部研修

関ボ職員	竹石、後藤華
関ボ研究協議会	総合施設長、園長
全国施設長	総合施設長、園長
関ボ事務管理運営者	総合施設長、園長、松田
指導者研修（子どもの虹）	福田亘
SBI研修	竹村
中堅職員研修（全養協）	雫 山形
FSW研修（全養協）	田代、片岡、舘野
相談援助に関するもの（児家セ）	被虐待児のケアに関するもの
性的な問題に関するもの	発達障害に関するもの
学習指導に関するもの	法人としての職員研修

栃養協部会		
ケアワーカー	上野	齊藤玖
FSW	舘野	片岡
調理	雫	
書記	松田	
看護師	山形	
心理	竹村	
里親	芳村、	稲田

R6 年度 研修計画

研修内容	講師	日時	場所	ケアワーカー 新任	~3年			~10年			10年超	施設長	栄養士 調理	書記	心理	看護	FSW	特別指 導員
					■	●	○	■	●	○								
1 リーダー研修 (ケースカンファレンス)	お互い	毎月第3水曜 AM	未定	■	■	●	○	■	●	○	○	■	○	○	■	○	■	
2 広い視野を持つための 勉強会	総合施設長	5/8 6/7	外	○								新○	新○	新○	新○			
3 アタッチメント	東・森 竹村・館野	6/20P 6/13A	喜連川 氏家	○								新○	新○	新○	新○			
トラウマ	東・森 竹村・館野	7/16P 7/4A	喜連川 氏家	○								新○	新○	新○	新○			
4 権利擁護と養育の基本	総合施設長	9/10A 9/10P	氏家 喜連川	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○
5 中堅・若手が語る児童 養護 (座談会)	中堅・若手	1/16A 1/16P	氏家 喜連川	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○
6 新任職員研修				○								新○	新○	新○	新○			新○
7 若手職員研修					○							△	△	△	△	△	△	△
8 中堅職員研修						○						栄○	△	○	○	○	○	△
9 上級職員研修						○							○	○	○	○	○	○
10 基幹的職員研修												△	△	△	△	△	△	△

研修内容	講師	日時	場所	キャリア				施設長	栄養士 調理	書記	心理	看護	FSW	特別指 導員
				新任	~3年	~10年	10年超							
9 関プロ施設長							○							
全養							○							
関プロ職員				△	△	△		△	△	△	△	△	△	
関プロ事務職員									○					
指導者研修 (子どもの虹)						○								
中堅職員研修 (全養)					○	○								
SBI 研修					○									
集団給食従事者研修								○						
相談援助に関するもの					▲	▲						●		
心理療法に関するもの										●				
被虐待児のケアに関するもの					▲	▲				●				
発達障害に関するもの				▲	▲	▲				●				
性教育に関するもの					▲	▲								
学習指導に関するもの					▲	▲							●	

日時の A : 10:00 ~ P : 13:30 N : 19:00 ~ 所要時間は 90 分

○ : 必須、新○ : 新任の年に必須、毎○ : 毎年受ける、△ : 該当する者のうちから施設長が指名

□ : 該当する者のうち希望者、■ : 希望者

● : 施設長が必要と認めた研修、▲ : 施設長が必要と認めた研修に該当する者のうちから施設長が認めた者

施設の運営（氏家養護園）

1 全体方針

「新しい社会的養育ビジョン」を基に、施設の多機能化・高機能化を進めていきたい。

多機能化として、里親委託の推進、里親支援、里親研修の受け入れ等フォスタリング機能を充実させたい。また、子ども食堂の運営、ショートステイの受け入れ等地域子育て支援にも積極的に取り組みたい。高機能化として、虐待の影響や発達課題を有し困難を抱える子どもへのケアを充実させたい。そのためにも研修のあり方を見直し職員のスキルアップを図りたい。

改正児童福祉法の施行を踏まえ、アフターケアのあり方を見直したい。支援の年齢制限がなくなったことで、様々な相談が寄せられてくることが想定されるが、とちぎユースアフターケア事業協同組合と連携し、自立生活困難者の一時的な受け入れについても検討したい。

2 各種会議の充実

職員の意見を幅広く吸い上げ、職員一体で施設運営にあたるために下記の会議を設ける。

- ①職員会議…毎月1日を定例とする。1日が土日祝の場合は前月末の平日。全職員参加。
- ②運営代表者会議…毎月最終の月曜日を定例とする。休日の場合は前週の月曜日。総合施設長、施設長、UL、書記、主任調理員
- ③本園ケース会議…毎月第3火曜日を定例とする。休日の場合は前週の火曜日。本園職員。
- ④分園ケース会議…毎月1回、平日の午前中に実施。当該分園職員、施設長、UL、心理士、FSW他。
- ⑤グループ会議…毎月1回、職員会議後を定例とし各グループ毎に行う。
- ⑥各種支援グループ会議…毎月1回、本園ケー会議後を定例とする。

3 支援グループの充実

①生活支援グループ

◇基本的な生活習慣と社会的マナーを身につける。

- ・児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるよう支援する。

◇自分で考えて行動することができる。

- ・園で生活する児童一人一人が思いやりをもち、他児に迷惑をかけず自分を大切にしている行動をし、安全・安心な（自己領域が守られ、自分らしくいられる）生活づくりを支援する。
- ・職員は児童が自主的に意見を述べる機会を摘んでしまうことのないよう、児童と共に生活する中で子どもの気持ちが汲めるよう心掛ける。

◇美しい環境で生活できる。

- ・建物の内外装（庭の樹木や草花を含む）、食堂やリビングなどの装飾や設備、家具什器にいたるすべてに、児童一人一人が大切にされているというメッセージであることを自覚し、住環境の整美に心掛ける。

- ・破損個所や危険個所については速やかに修繕する。

衣服について

- ・洗濯された衣類と使用した衣類の分別ができ、清潔感を保つことができる。
- ・体調管理に合わせ、時期に合った服装を選ぶことができる。
- ・場面に応じた服装を選ぶことができる。
- ・衣類の紛失がなく自己管理ができる。
- ・洗濯済の衣類を整理し、自分の収納スペースにしまうことができる。

入浴について

- ・入浴は決められた時間内に済ませ、節約に努める。
- ・入浴中の時間に配慮するなど状況に合わせた行動ができる。
- ・体をよく洗ってから湯船に入りお湯をきれいに使うことができる。
- ・清潔を保つことができる。

私物の管理について

- ・私物について責任をもち管理することができる。
- ・他者に危害を加えかねない物の使用について、使う場をよく考え自己判断ができる。
- ・私物を個人で管理しきれない場合、職員との話し合いのうえ管理することができる。
- ・私物に限らず、資源を大切にする気持ちをもつことができる。
- ・私物をむやみにあげたり他児の物を勝手に使用したりすることなく、私物と他児の物の区別をすることができる。

居室・共有スペースの使い方について

- ・整理整頓を心掛け、きれいな状態を保つことができる。
- ・汚れやほこりが溜まっている場所があれば、積極的に掃除しようとする気持ちがもてる。
- ・自分以外の居室に無断で出入りすることのないよう心掛ける。
- ・共有資源（電気・ガス・水道など）を使用する際、節約を心掛ける。

環境整美について

- ・職員会議前の30分間、園庭の除草等を行う。
- ・花、掲示物は、古くなっていないか、美しく保たれているかななどにも気を配る。
- ・破損個所、修繕が必要な個所があれば、速やかに修繕する。業者に依頼することが適当な場合は、速やかに報告する。

②余暇支援グループ

- ◇日々の生活の中で伸び伸びと遊びや活動に参加出来る。
- ◇意欲をもって行事に参加し楽しさと喜びを育むことが出来る。

支援の留意点

- ・計画の段階から子どもたちの意見をよく聴き、自主性・積極性を養う。
- ・早期に計画を進めることで行事への期待感を持たせ、積極的に参加出来る環境を整える。
- ・子どもたち一人一人の健康状態に留意し楽しく過ごせるように配慮する。
- ・器具・用具の安全確認に努め、事故の未然防止に配慮する。
- ・余暇活動・遊びには職員も積極的に参加し、共に遊び・共に楽しむことで健全な遊びを教えると同時に関係性を深め、体力の向上と情緒の安定を図る。
- ・コロナ禍の状況を踏まえ、外出が難しい場合には園内での活動も充実させ、子どもたちが楽しく過ごせるように工夫していく。

支援内容

(1)日常的なもの

- ・園庭でのサッカー・野球などの球技、室内でのボードゲーム・幼児玩具などの遊びが出来るような環境を整える。
- ・備品の充実、安全確認などに配慮し、子どもたちの遊びの選択の幅を広げる。

(2)継続的なもの

- ・グループワークの原則を踏まえ、スポーツ・文化の両分野で計画的・継続的なプログラムを提供する。
- ・子ども会議グループと連携して子どもたちの意見を積極的に取り入れ、活動に生かしていく。(DVD 観賞会・お楽しみ会など)

(3)行事

- ・年間行事予定に基づき計画・実施する。

③権利擁護推進グループ

グループリーダー（分園も含む）で構成される。

- ◇定期的にこども会議を開き、施設運営に子どもの意見を取り入れるとともに、子ども達自身が主体的に自らの生活を改善していけるよう支援する。
- ◇こども会議の意見を反映した改善点をまとめ、運営代表者会議に提案する。
- ◇意見箱を設置して月末に確認を行うことで、こども会議の場では発言しにくい子どもの意見を吸い上げる。
- ◇被措置児童等虐待や権利侵害の実態、子どもの意見、満足度を把握するため、年2回こどもアンケートを実施する。

意義

- ・施設の生活はあてがわれたものではなく、自分でつくっていくものであるという意識を醸成することで、自らの人生を自ら切り開いていく糧とする。
- ・子どもの意見を施設運営に取り入れていくことで、「こども優先」の具現化を図る。
- ・定期的にこどもアンケートを実施することで、子どもの声を聞く機会になる。

- ・こどもアンケートによって、子ども間で何が起きているのか、見えにくいことにも気づくことができる。
- ・こどもアンケートを実施することで、被措置児童等虐待や子ども間暴力の抑止になる。

留意点

- ・子ども個々の要望や意見が日常の生活の中で十分に反映されにくい状況にあることを踏まえ、子どもたちの「どうして」の声に耳を傾け、子どもにわかるように説明することに心掛ける。
- ・自分勝手な意見やわがままを言う場ではないことを認識してもらい、全体の利益を考えた意見を出すよう促す。個々の不平不満については、別枠で時間を作ってあげるようにする。
- ・こどもアンケートについては、秘密は守られ、書いた人が不利益を被ることがないように十分に配慮する。
- ・こどもアンケートの結果、被措置児童等虐待や権利侵害に関する記述があった場合は速やかに事実確認を行うが、聞き取りが子どもの負担にならないよう配慮する。

内容

〈こども会議〉

- ・こども会議は、ユニットおよび分園ごとに行う会議、ユニットおよび分園の代表者が集まって行う会議の2つで構成される。
- ・こども会議の持ち方については、ユニットおよび分園のメンバー構成を勘案し、年度当初に権利擁護推進グループで決定する。

〈こどもアンケート〉

- ・こどもアンケートの内容は、年度当初に権利擁護推進グループで決定するが、年少児用と年長児用に2種類用意する。
- ・記名か無記名かの判断は子ども自身が決める。
- ・一人になって記入できるよう配慮する。記入に際してサポートが必要な場合は職員がそれにあたる。
- ・記入したものは速やかに回収箱に入れるなど、他児や職員の目に触れることがないように配慮する。
- ・被措置児童等虐待や権利侵害にあたる記述があった場合は、速やかに協議し善後策を講じる。
- ・こどもアンケートから出てきた意見をこども会議の議題としてもよい。

④食育・給食グループ

- ◇食べる事の必要性を学ぶ
- ◇年中行事の際の食べ物の伝統を学ぶ
- ◇自分たちの手で野菜などを作り、その大変さ、大切さを学ぶ
- ◇工場見学などを通してその出来上がるまでの工程を学び大切に作る心を養う

◇自分たちの手で作る楽しさを学ぶ

I 行事食

- 4月 入学祝
- 5月 ふれあい祭り
- 6月 運動会
- 7月 七夕・土用の丑
- 8月 キャンプバーベキュー
- 9月 十五夜・運動会
- 10月 運動会
- 11月 七五三
- 12月 クリスマス会・冬至・餅つき
- 1月 おせち料理・七草粥
- 2月 節分・初午（しもつかれ）・バレンタインデー
- 3月 ひなまつり・卒業祝う会・ホワイトデー

◇誕生日の日に担当が希望献立を作る。

◇誕生会と各グループでのグループ調理を全12回実施。

II 食育

- 4月 野菜作り（種まき）
- 5月 野菜作り
- 6月 お菓子作り
- 7月 野菜収穫
- 8月 スイカ割り・流しそうめん・パフェ作り
- 9月 パン作り・団子作り
- 10月 餃子作り
- 11月 焼き芋
- 12月 ゆず風呂、ケーキのデコレーション
- 1月 料理講習
- 2月 バレンタインチョコ作り
- 3月 ホワイトデーカップケーキ作り

◇年度末には卒園生を対象に料理講習

食事について

I 食前

- ・食前に手を洗える。
- ・濡れた手を着衣で拭かず、ペーパータオル等で拭くことが出来る。
- ・乾いた手にアルコールをすることが出来る。

II 食事中

- ・食事中に足を遊ばせることなく、椅子に正しく座ってられる。
- ・一般的に「ご飯は左手」「お箸は右手」と知識として知ることが出来る。
- ・正しくお箸を持つ事が出来る。
- ・おかずを偏食無く食す事が出来、良く噛んで食べる事が出来る。
- ・片手食べやテーブルに肘をついて食べないよう心がける。
- ・無用な出歩きや食事中の遊びはせず、迷惑をかけることのないよう心がける。
- ・食すことの大切さ、作ってくれた人への感謝の気持ちが持てる。

Ⅲ食後

- ・食器を片付け、自分で出したゴミは自分で片付けることができる。
- ・こぼした物を拾い、テーブルの上を台布巾で拭くことが出来る。

Ⅳ食育について

- ・食すだけでなく、食事を作る楽しさ・重要性、食材の出来るまでの経過、食器など目で見る楽しさ等を学ぶ。

Ⅴ偏食のある児童について／その他

- ・一口でも食べる事が出来る。
- ・アレルギー等をもつ児童については、調理・配膳時に職員側が配慮する。
- ・アレルギー児童について、学校と連携を取りながら情報交換していく。

⑤研修グループ

毎月職員会議後を研修に行う。令和6年度は次のことを重点項目とし研修を実施する。

- ◇性の問題に向き合う（境界についての意識を醸成する）3回
- ◇ライフストーリーワーク（事例検討を行う）2回
- ◇育ちアルバム（アルバムの意義と作成方法を知る）2回
- ◇アフターケア（アフターケアの実際を知る）2回

⑥施設運営改善グループ

運営代表者会議のメンバーによって構成される。

- ◇第三者評価結果を踏まえ、改善点を洗い出し、年度当初に年間の改善計画を立てる。
- ◇年度末に改善計画の実施状況について評価し、次年度の改善計画を立てる。

業 務 分 担 表 （ 令 和 6 年 度 ）

1 管理部門	ひだまり…後藤（華）
文書…松田、齋藤好、舘野	そよかぜ…後藤紀
会議議事録保管…松田	琴平の家…松崎
勤務表…小野、齋藤好	みやこ家…三ツ俣
出勤簿…松田	Sou の家…大谷（順）
小口現金…松田、齋藤好、酒井	措置費・助成金…松田
寄付金…松田	社協…亀山
鍵保管…松田、齋藤好	児相…小野、舘野、大谷典、各担当
自動車…亀山、永井、竹石	幼稚園…佐藤
自転車…齋藤好、永井	小学校…永井、後藤紀
ケース記録…各担当	中学校…藤野
写真…佐藤、大木	高校…各担当
消防設備…亀山、小林	健康福祉センター…加藤
非常通報…亀山、小林	里親関係…芳村・稲田
施設警備…亀山、小林	実習生受入れ…後藤紀、後藤華（県内外短大）
電気設備・保安…亀山、小林	永井（大学）
保険証・受診券…山形、各担当	勝山子ども育成会…永井、後藤紀
医薬品…山形	ボランティア受入れ…竹村、亀山
保健関係…山形	嘱託医（中津川クリニック）…山形
衛生材料…山形	広報誌…竹石、後藤華、竹村、長谷川
病原菌検査…加藤	
食費弁償…加藤	
検食簿…加藤	
器具什器…零、久郷	
調理用消耗品…加藤、零	
備品・事務用消耗品…松田、大平	
職員健康診断…松田、山形	
日用品…片岡、小林、大木、芳村	
寝具…小野、藤野	
学用品…佐藤、大平	
遊具・危険箇所チェック…生活支援グループ	
図書…藤野、田代	
寄付物品及び礼状…松田、加藤、竹村	
ユニットリーダー…小野、齋藤、舘野、大谷典	
おおぞら…永井	
だいち…竹石	

2 処遇関係

入所児童受け入れ…ユニットリーダー、各担当
委託一時保護・ショートステイ…小野、齋藤、舘野
自立支援・退所事後指導…亀山、齋藤好、各担当
巡回相談…ユニットリーダー
就職・進学支度金…松田、各担当
職員会議…小野、齋藤好
施設調査…松田
嗜好、残食調査…加藤、雫
環境整備…生活支援グループ
要保護児童対策地域協議会（さくら市）…田代
生活支援G…◎片岡・小林・齋藤玖・大木・芳村・久郷
余暇支援G…◎亀山・長谷川・諏訪・大平
権利擁護推進G…◎永井・竹石・後藤華・後藤紀・三ツ俣・松崎・大谷順
食育、給食G…◎加藤・佐藤・酒井・山形・澁谷
研修G…◎竹村・上野・福田亘・大谷幸・藤野・田代
施設運営改善G…◎舘野・総合施設長・園長・齋藤好・小野・大谷典・松田・雫

退所児童手続き…亀山、齋藤好、各担当
アフターケア…亀山、齋藤好、各担当
自立支援計画…ユニットリーダー、各担当
施設処遇援助事業…舘野、竹村
家庭支援調整…舘野、片岡
ケース会議…永井
病児支援・予防接種…山形
厨房整備…雫
避難訓練…亀山、小林

3 事業計画、報告

事業計画、報告…松田・小野・齋藤好・舘野・大谷典・雫

4 各種担当

家庭支援専門相談員…舘野・片岡・田代
里親支援専門相談員…芳村・稲田
自立支援専門相談員…亀山
個別対応…小林（4月）・福田雅（5月～）
心理療法…竹村
小規模G C…永井・竹石・後藤華・後藤紀・三ツ俣・松崎・大谷順

5 その他

さくら会…◎舘野・片岡・佐藤・山形
ソウェルクラブ…片岡・松田

氏家養護園 職員組織表

No	職名 (グループ)	氏名	備考
1		福田 雅章	園長 理事長 総合施設長 5月～琴平補助員
2		芝間 和典	園長 (5月～)
3	統括主任	齋藤 好一	分園型グループ UL
4	統括主任	小野 明美	そよかぜ・おおぞら UL
5	だいち・FSW	舘野 義博	だいち・ひだまり UL
6	みやこ家	大谷 典子	みやこ家・分園型グループ UL
7	おおぞら	永井 健二	GL
8	〃	小林 秀和	個別対応
9	おおぞら、FSW	片岡 弘江	
10	おおぞら	大塩 菜月	おおぞら補助
11	だいち	竹石 朋浩	GL
12	〃	大木 菜帆	
13	ひだまり	後藤 華織	GL
14	〃	佐藤 優衣	
15	〃	藤野 多江子	
16	そよかぜ	後藤 紀子	GL
17	〃	大平 真緒	
18	〃	酒井 春子	
19	みやこ家	三ツ俣 悟	GL
20	〃	福田 亘	
21	〃	寺地 雪路	
22	〃	長内 紀代子	
23	琴平の家	松崎 剛史	GL
24	〃	上野 奈穂	
24	〃	長谷川 友美	
25	〃	澁谷 啓子	

26	Sou の家	大谷 順一	GL
27	〃	大谷 幸子	
28	〃	齊藤 玖弥	
29	〃	諏訪 すずか	
30	FSW	田代 喜美子	地域支援・子ども食堂
31	自立支援専門相談員	亀山 勝伸	
32	心理士	竹村 有貴	
33	里親支援専門相談員	芳村 寿美子	
34	里親支援専門相談員	稲田 成美	TFC 派遣
35	看護師	山形 薫	
36	栄養士	加藤 理彩	
37	主任調理員	雫 潤子	
38	調理員	久郷 則夫	
39	事務	松田 真弓	
40	指導員	寺地 雪路	GH 補助
41		岩瀬 梢	育休
42	嘱託医	中津川 昌利	

令和6年度
南小学童保育センター
事業計画書(案)

社会福祉法人 養徳園

基本方針

1 放課後児童クラブ運営指針に則った運営

国が示した放課後児童クラブ運営指針を職員一人一人が理解し、それを順守する。

2 切れ目のない子育て支援

地域、家庭の養育機能が低下する今日、放課後児童クラブには家庭養育を補完する役割が求められている。家庭養育の問題は、子どもが学齢に達した後に多く見えてくるが、年齢が高くなるにつれ、子ども・家庭への適切な支援がないのが現状である。養徳園に併設されている児童家庭支援センターとも連携の下、支援を必要とする子ども・家庭のニーズを的確に把握し、適切な支援を切れ目なく届けていくことを心掛ける。

3 子どもの居場所としての放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、子どもがくつろげ、交流できる空間でなければなりません。クラブに来ると「楽しい」「ほっとする」と思えるような居場所を目指し、子ども同士の、よき大人との出会い、語り、遊び、行事等の参加による交流を通して、子どもの社会性・創造性・自主性を培っていく。

研修計画

【目的】

- 1 放課後児童支援員としての基本的知識・技能を身に付ける
- 2 職員それぞれが個人の能力特性を生かし、高い専門性を身に付ける
- 3 法人職員としての資質を高める

【内容】

- ・放課後児童指導員認定資格研修
- ・発達障害の理解と支援に関する研修
- ・コモンセンスペアレンティングの研修
- ・子どもの権利擁護に関する研修

令和6年度 南小学童保育センター年間行事計画

<活動のねらい>

1. 安全と安心を第一目的とし、心休まるアットホームな居場所を提供する。
2. 家庭との連携をはかり、不測の事態に的確に対応できるよう努める。
3. 各種ボランティア等と連携をし、地域の中で豊かな心身を育む。

月	主な行事	備考	月	主な行事	備考
4	誕生会 歓迎会 お花見	社会性 季節行事	10	誕生会 ハロウィン準備 ハロウィンパーティー	季節製作 季節行事
5	誕生会 こどもの日お祝い 鯉のぼり・兜製作	伝統行事	11	誕生会 クリスマス飾りつけ 避難訓練	季節製作
6	誕生会 七夕飾り作り 救急救命訓練	季節製作	12	誕生会 クリスマス会 お正月の準備	季節行事 季節製作
7	誕生会(七夕会) 折り紙教室 学童給食	伝統行事 知育 子育て支援	1	誕生会 お正月の遊び 避難訓練	伝承
8	誕生会 ミニ夏祭り 折り紙教室	季節行事 知育	2	誕生会 鬼のお面作り 豆まき	季節製作 伝統行事
9	誕生会 お月見飾り付け 不審者対応訓練	季節製作	3	誕生会 ひな祭り お別れ会	伝統行事

令和6年度 管理業務体制

1、職員の体制

1	センター長	福田敦子	常勤
2	副センター長（支援員）	坂和昌生	常勤
3	学童保育支援員	菊池千晴	常勤
4	学童保育支援員	高久紀子	常勤
5	学童保育支援員	大根田枝里子	常勤
6	学童保育支援員	荒川秀美	常勤
7	学童保育支援員	田代喜美子	常勤
8	学童保育支援員	見目和枝	常勤
9	学童保育支援員	小堀久美子	常勤
10	学童保育支援員	中村洋子	常勤
11	学童保育支援員	室井茂子	常勤
12	学童保育支援員	手塚春美	常勤
13	学童保育支援員	小室みず江	常勤
14	学童保育支援員	中山幸夫	常勤
15	学童保育支援員	福田三江子	非常勤
16	学童保育支援員	半田美紀子	非常勤
17	学童保育支援員	大塩菜月	非常勤
18	学童保育支援員	黒尾マリ子	非常勤

2、業務委託計画

警備業務	セコム株式会社
館内清掃業務	(株) 日本ビルメン
消防設備	栃木防災株式会社
電気設備	関東電気保安協会
館内日常清掃	職員

令和6年度 収支予算書

(合計218)

41 41 36 24 39 37 (単位 千円)

	区分										
		南小計	センター長	学童A	学童B	学童C	学童D	学童E	学童F		
収入	指定管理料	25,600	3,700	4,200	4,200	2,800	2,800	5,000	2,900		
	キャリアアップ処遇改善補助金	1,057		131	484	131	90	90	131		
	感染症対策事業費補助金	250	250								
	処遇改善臨時補助金	1,555	132	264	369	237	105	316	132		
	保護者負担金		17,000		3,000	3,000	3,000	2,000	3,000	3,000	保育利用料
			800		100	200	100	100	100	200	延長・土曜・一時保育
	經常収入計(1)	46,262	4,082	7,695	8,253	6,268	5,095	8,506	6,363		
支出	人件費	賃金	22,700	3,000	3,500	3,500	3,000	3,000	4,700	2,000	
		職員諸手当	650	50	100	100	100	100	100	100	通勤手当等
		法定福利費	4,100	500	700	700	500	500	700	500	社会保険・雇用保険料
		小計	27,450	3,550	4,300	4,300	3,600	3,600	5,500	2,600	
	事務費	福利厚生費	350	50	50	50	50	50	50	50	健康診断料
		会議費	30	30							定例打合せ他
		消耗品費	350	350							紙・ファイル等
		通信運搬費	300	300							電話・切手等
		賃貸料	300	300							コピー機等
		小計	1,320	1,030	50	50	50	50	40	50	
	事業費	消耗品費	3,000		500	500	500	500	500	500	トイレトペーパー、洗剤等
		光熱水費	1,600	1,600							
		修繕費	100	100							備品修繕
		業務委託費	2,000	2,000							設備・消防・清掃業務委託等
		損害保険料	500	500							
		保育材料費	3,000		500	500	500	500	500	500	画用紙、文具、書籍等
		食糧費	6,700		1,200	1,200	1,100	800	1,200	1,200	
		予備費	592	592							
	小計	17,492	4,792	2,200	2,200	2,100	1,800	2,200	2,200		
		經常支出計(2)	46,262	9,372	6,550	6,550	5,750	5,450	7,740	4,850	
	經常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	0	-5,290	1,145	1,703	518	-355	766	1,513		

令和6年度 地域子育て支援活動事業計画書（案）

1 南っ子食堂

目 的

食事や食事の場を提供することで、「親の就業のため家庭での食事が孤食になってしまう子ども」「経済的理由で家庭での食事から十分な食事が摂れない子ども」に、安価で楽しく食事をさせ、栄養を摂らせること。

保護者同士が気軽に話せる機会の場として、育児に悩んでいる保護者が職員と相談できるような場としての役割を担い、児童家庭支援センターの案内なども行い、少しでも保護者への負担を軽減させること。

場 所

氏家養護園食堂

日 時

毎週金曜日17:30～19:30を原則とするが、利用者の声を聞きながら柔軟に対応したい。

利用料金

一食 300円（未就学児は200円）

利用対象者

さくら市内に住む18歳未満の子どもとその家族

利用者の形態

- ・子ども一人（食べ終わるころ保護者が迎えが来る）
- ・子ども数人（兄弟や友人等）
- ・子どもと保護者（子どもとその保護者 兄弟も含む）

利用者数の把握

希望者からSNSや電話で連絡をもらう（予約制）。

調理について

氏家養護園の調理場で調理する。

材料の購入及び経理について

氏家養護園で行う。

職員の配置

氏家養護園栄養士及び調理員、家庭支援専門相談員などが対応する。市内の主任児童委員や一般ボランティアにも手伝ってもらう。

児童家庭支援センターとの関係

核家族が増える中で、個人で何でも解決しようと思いついたり、行政の支援情報が行き渡らない家庭などには情報収集の場であったり、悩みを打ち明けられる場になったりと、育児をする保護者には重要な場ともなりうる。そこで児童家庭支援センターの職員を配置し、必要な情報の提供、悩みの相談などを行い、少しでも保護者の負担を軽減する。

食事の終了後、閉店までの時間は自由に談話できるようにする。

2 子どもの居場所づくり（南っ子広場）

事業の目的・目標

南小学区を中心にさくら市内で困難を抱えた子どもたちの第三の居場所・学びの場となるよう努める。子どもひとり一人の困り感やニーズを把握し、家族の支援につなげながら、子どもが安心できる場を提供する。

居心地の良い居場所づくりのための基本方針

子どもの安心・安全の保障：子どもが安心して過ごせるよう子どもに寄り添い、居場所づくりのため、安全を保障できるよう、スタッフは常に惜しまず努力を継続する。

孤立させない配慮：必ずスタッフが子どものそばにいて、声をかけながら子どもの声に耳を傾け、言葉にできない気持ちも聴いていけるよう努める。

子どもの意志の優先：居場所でのルールは子どもたちと一緒に考え、決定していく。過ごし方は子どもの意思を最大限に優先していく。

ひとりで過ごすことも認められる。

長期休みの体験等について：協力機関と連携し、体験学習等を通し出会いや活動の機会を設ける。

実施場所 さくら市上阿久津 1774-4 南小学児童保育センター（部屋名：学童室B）

実施内容	遊び・交流、学習の支援、見守り、保護者への相談支援 1回当たり参加者数（見込み）10人（子ども8人・支援者2人） 参加費用 無料
実施頻度	週に2回（水、金）
実施時間	9：00 ～ 13：00

子どもとの遊び・交流、見守りの実施方法

- ・最低人数として、法人職員1人以上、ボランティア1人以上が子どもの支援にあたる。
- ・一人で過ごしたいときには子どもの思いを考慮し見守る。
- ・長期休み中は体験学習等を通し、交流等の機会を提供する。
- ・希望者には送迎をする。
- ・必要に応じて、法人内の各機関からのバックアップを得ていく